

田原市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号。以下「国要領」という。)に基づき、活動組織等が行う活動に要する経費に対し田原市多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付について、田原市補助金交付要綱(以下「田原市要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5に規定する活動組織又は広域活動組織をいう。

(交付金の対象及び交付額)

第3条 交付金の交付の対象及びその交付額は、別表第1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4条 交付金を受けた活動組織等は、別表第2の交付金欄に掲げる1の経費と2の経費を区分しなければならない。

(申請手続)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織等は、田原市多面的機能支払交付金交付申請書(様式第1号)を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書を提出するに当たり、交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(前条に規定する経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、交付金を交付することを決定したときは、田原市多面的機能支払交付金交付決定通知書(様式第2号)により活動組織等に通知するものとする。

(交付金額の変更)

第7条 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を追加し、又は減額する必要がある

あるときは、第5条の規定を準用し、田原市多面的機能支払交付金追加（又は減額）交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、交付金を追加し、又は減額することを決定したときは、田原市多面的機能支払交付金変更交付決定通知書（様式第4号）により活動組織等に通知するものとする。

（前金払の請求）

第8条 交付金の交付は、前金払とすることができる。

- 2 活動組織等は、第6条及び前条の規定による交付決定の通知を受けた場合で、交付金の前金払を受けようとするときは、田原市多面的機能支払交付金前払請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第9条 活動組織等は、国要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定する実施状況の報告書を、別に市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実施状況の報告は、田原市要綱第9条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。
- 3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした活動組織等は、第1項の実施状況の報告書を提出するに当たり、交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした活動組織等は、第1項の実施状況の報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した活動組織等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付金の額の確定）

第10条 市長は、田原市要綱第10条の規定により交付金の額を確定したときは、田原市多面的機能支払交付金額確定通知書（様式第7号）によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

（活動の廃止）

第11条 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合は、田原市多面的機能支払交付金活動廃止申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第12条 市長は、国要綱に定める返還が生じた場合又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要綱及び国要領に基づき交付金の返還をさせるものとし、田原市多面的機能支払交付金返還通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 2 前項に規定する通知書を受けた活動組織等は、速やかに田原市多面的機能支払交付金

の返還方法に係る届出書（様式第10号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する届出書の内容が適当であると認める場合は、田原市多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（様式第11号）により活動組織等に通知するものとする。

4 前項に規定する承諾書を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

（交付金の持ち越し）

第13条 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は、区分して経理に含めなければならない。

（交付金の精算）

第14条 市長は、国要領第1の11の（1）又は第2の13の（1）に規定する清算に係る返還が生じたときは、田原市多面的機能支払交付金清算通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、田原市多面的機能支払交付金清算届（様式第13号）を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は区分して経理に含めなければならない。

（交付決定前の活動）

第15条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合は、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1その1（第3条関係）

交付の対象	地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動	田	3,000円

		畑	2,000 円
		草地	250 円
資源向上活動（共同）	100%単価	田	2,400 円 (2,000 円 (※2))
		畑	1,440 円 (1,200 円)
		草地	240 円 (200 円)
	75%単価 (※1)	田	1,800 円 (1,500 円)
		畑	1,080 円 (900 円)
		草地	180 円 (150 円)
資源向上活動（長寿命化）(※3)		田	4,400 円
		畑	2,000 円
		草地	400 円

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

(※1) 農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

(※2) 資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

(※3) 資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する交付金の上限額は、10アール当たりの交付単価の欄に定める単価(国要綱別紙5の第3に規定する要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織等にあつては、当該交付単価に5/6を乗じて得た額)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た額の合計額とする。なお、当該要件を満たさない活動組織等の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

別表第1その2（第3条関係）

交付の対象	交付額
組織の広域化・体制強化	40万円

別表第2（第4条関係）

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）	国要綱別紙1の第4の農地維持活動、別紙2の第4の1の資源向上活動（共同）及び同3の組織の広域化・体制強化に係る経費
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）	国要綱別紙2の第4の2の資源向上活動(長寿命化)に係る経費

【多面的機能支払交付金の運用について】

- 1 農地維持活動及び資源向上活動（共同）を年度内に全て実施した上で、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）の残額を資源

向上活動（長寿命化）に使用することは可能だが、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の残額を農地維持活動及び資源向上活動（共同）に使用することはできない。

- 2 持越金（清算に伴う持ち越しを含む。）については、実施状況報告書で使用時期、使用内容等を明確に記載し、次年度の当初期間に使用すること。また、持越金が当該年度の交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は、使用予定表を作成し、実施状況報告書に添付し、市長に提出しなければならない。
- 3 資源向上活動(施設の長寿命化を図る活動)について、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合は、長寿命化整備計画、設計図書等を市長に提出しなければならない。